



Title	電気通信産業における競争政策の新潮流
Author(s)	岡田, 康志
Citation	国際公共政策研究. 1998, 2(1), p. 187-203
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/11469
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

電気通信産業における競争政策の新潮流*

New Trends in Competition Policy in the Telecommunication Systems*

岡田 康志**

Yasushi Okada**

There is a lot of difference of the competition policy in the telecommunication systems between Japan and the U.S.A. This difference is coming from the history of telecommunication systems in those two countries.

The Japanese antimonopoly law includes a divestiture order which has never been issued before. On the other hand, the biggest telephone company "AT&T" was divided according to the American antitrust laws in 1982.

It is very difficult to divide a company or to apply the special regulations to the dominant company, but these actions shall be carried out by respecting the welfare of the consumers.

キーワード：独占禁止法、電気通信、ユニバーサルサービス、消費者訴権、相互接続

* 本稿は、筆者が修士論文として提出したものに修正を加えたものである。ご指導いただいた江口順一教授、林敏彦教授、ならびに貴重なご指摘を賜った先生方に、心よりお礼を申し上げたい。

** 大阪大学大学院国際公共政策研究科 博士後期課程

はじめに

ネットワーク産業である電気通信産業(本稿II(2)にて詳述)は、他の産業と比べていくつかの特殊性がある。その最も大きな点は、競業者間での相互接続にある。日本は官営で電話事業を開始し、電信電話公社からNTTへと公的独占が行われてきたため、12年前までは競業者さえ存在していなかった。一方、米国では、民営で電話事業を開始したため、100年も前から競業者間での相互接続の問題に直面してきた。

米国の電気通信産業における大きな転換点は、1982年のAT&Tに対する第3次反トラスト訴訟の修正同意審決にある。これは、巨大化したAT&Tを分離分割する内容であり、分割された22の地方電話会社に、全ての長距離通信事業者との接続義務を課すものであった。この同意審決は、ハーバード学派が提唱する「市場構造」に着目して、資源の最適配分をすることに根差したものであると言われる。しかし、現在においては、シカゴ学派らが提唱する自由な事業者行動が自由な市場秩序の下で行われることが資源の最適配分につながるとする考えも市民権を得てきており、これらの両学派の対立がしばしば見られるようになってきた。

日本の競争政策の中心に据えられる独占禁止法にも、ハーバード学派的考え方根差した企業分割規定があるが、この規定は「伝家の宝刀」とも呼ばれる規定で、これまで使われていないし、今後も使われる可能性はほとんどないと言われる。しかし、競争政策そのも

の目的を考えると、消費者の利益確保であり、国民経済の民主的で健全な発達の促進にあるのだから、電気通信産業においても、相互接続ルールを確立し、このルール遵守を監視する機関を設立して、さらには、利用者(消費者)側に訴権を与える手続規定が確立される必要がある。

本稿は、このような観点から論述する。

I 電気通信産業と国民生活

(1) 米国における電気通信産業の発展

米国における電気通信の発展の歴史は、すなわちベル・システム¹⁾の発展過程に準えることができる。

ボストン大学の发声生理学の教授であったA.G.ベル(Alexander Graham Bell)は、1876年に実用の電話機を発明した。ベルに付与された電話の特許は、その後、ベル・パテント・アソシエーション(Bell Patent Association)によって支配・運営するようになり、さらに、ベル・テレフォン・アソシエーション(Bell Telephone Co.)が商業的に利用することになった。ベル・テレフォン・アソシエーションは、希望に応じてその地域へ電話線を有償で敷設し、電話機を賃貸(家庭用20ドル/年)²⁾することをその業務とした。また、ニューイングランド諸州で電話機を賃貸し必要な電話線を敷設する目的で、ニューイングランド・テレfon社(New England Telephone Company)が1878年に設立された。このニューイングランド諸州以外の地域でベルの発明を利用するため、ベル・テレfon・アソシエーションを新たに株式会社とし、ベル・テレfon

1) 州際の市外通話サービスを提供しているAT&T本社と、各州内の市外サービスおよび市内サービスを提供している地方の電話会社22社、それに、これらの各社で使用されている電気通信用設備及び資材を製造するウェスタン・エレクトリック社、研究開発を担当するベル電話研究所、そしてその他の子会社から構成される企業グループ体の総称。

2) 1880年のアメリカ製造業従事者の平均賃金は、約347ドルであった。(U.S. Dept. of Commerce and Labor, Bureau of Census, Abstract of the Twelfth Census of the U.S., Wash.D.C., G.P.O., 1904, pp.300-301より)

ン社(Bell Telephone Company)が設立された。

ところがその後、ベル・テレフォン社およびニューイングランド・テレフォン社の支配に新たに加わったボストン・グループは、両社を1つの全国的な組織に統合するために、ナショナル・ベル・テレフォン社(National Bell Telephone Company)を設立した。このナショナル・ベル・テレフォン社は、資本金が85万ドル(8千500株式)であり、内6千500株は併合された両会社の特許と資産とに交換された。これによって、ナショナル・ベル・テレフォン社は、ベル電話事業の初めての全国的親会社となったのである。

1880年4月に、ナショナル・ベルテレフォン社の所有していた特許権・その他の権利及びその事業のすべてをアメリカン・ベル・テレフォン社が引き継ぎ(株式の交換・売却等による)、ベル電話事業の新たな親会社となった。さらに、1899年12月31日に、AT&Tに対して親会社の地位が譲渡された(図1参照)。

(2)米国における電気通信事業規制のはじまり

このように形成されてきたベル・システムは、独立電話会社³⁾との競争において、電話料金の値下げ競争に晒されることになる。競争が増大する上での最大の問題点は、ベル系と独立系の二つの電話システムが相互に通話できなかったことにある。ベル・システムにとっては、同一地域に二つの電話システムが存在することの弊害は大きく、1907年以降、ベル・システムは、これら独立電話会社の買収を積極的に行った。1907年にAT&Tの社長

に再度就任したT.N.ヴェイル⁴⁾は、1907年の年次報告の中で次のような象徴的な指摘を行っている。それは、「設備の二重投資は投資家にとって無駄であるばかりでなく、代金の二重徴収は利用者にとっても無駄である。・・・ベル・システムは国民が”普遍的”な電話サービスを利用できるという便利さを提供してきたし、実業界にきわめて重要な役割をはたしてきました。この”普遍性”をもった電話サービスは、個々に分離した社会では実現不可能である。ベル・システムの力は、まさにこの”普遍性”にある。」というものであった。このように、ヴェイルは、電話事業はその技術的性格上、地域競争を行わない形、つまり、「自然独占」が最も効果的なサービス形態であるとし、単一の電話システムの構築に邁進していったのである。

一方、電話の規制は、ベル社が市当局に権利金を払い、その見返りに定められた料金で一つの町の電話業務の独占権を取得した時の許可状に始まるとされる。市の役人は、ベル社の独占から地方の非ベル社系電話会社を守ることを目指していたと言われ、電話規制の歴史は、この市当局とベル管理者との争いから始まったとされる。このように始まった電話規制ではあるが、この後、各州においてその州の公益事業委員会に電話規制の権限が与えられるようになり、全米の州当局は、大規模な総合電話システムを育成するために、競争政策としての電話規制を行っていったのである。

連邦政府の規制としては、1910年にマン・エルキンズ法⁵⁾が制定され、ICC⁶⁾に州際お

3) 電話機の基本特許の排他的な独占権保護期間が満了になった後(1894年以後)に、数百の独立電話会社が設立された。1907年には、ベル・システムの電話機数が、313万台であったのに対し、独立電話会社の電話機数の合計は、242万台であった。

4) AT&Tの初代社長(1885年-1887年)であったが、電話事業の巨額な利潤は将来の事業拡大に充當すべきとする考えに、親会社であったアメリカン・ベル・テレフォン社の社長が利潤はすべて株主の配当にまわすべきと強く反論したことにより、社長を辞任し、一時期ベル・システムと関係を断っていた。しかし、J.P.モルガンを中心とするニューヨーク金融集團の支援によって再度AT&Tの社長の職に就いた。

より国際通信に関する一切の監督権限を与えたのが始まりとされる。しかし、このICCによる規制は、適正な権力を欠いており、実質的には、鉄道規制の仕事の合間に行われていたとされる。このようなICCの規制活動の欠如から、独立電話会社の不満は高まっていった。

このマン・エルキンズ法の制定に前後して、反トラスト法⁵⁾が成立している。新たに制定されたこの反トラスト法に基づいて、ベル・システムは、1913年第1次反トラスト訴訟、1949年第2次反トラスト訴訟、1974年第3次反トラスト訴訟と、次々に訴訟を起こされ、ベル・システムの独占に対して、法的歯止めがかけられるようになってきた。

1934年には通信法が制定され、ICCに代わってFCC⁶⁾が設置された。FCCは、連邦内の放送・通信業務を専門的に監督する機関であり、それまでの兼業的な監督機関とは違い、規制権限が大幅に増え、連邦政府の本格的な規制・監督を行う機関とされた。

参考として、AT&Tに対する第3次反トラスト訴訟の概要(資料1)を添付する。

(3) 日本における電気通信産業の発展

1876年にA.G.ベルが発明した電話機は、翌1877年(明治10年)には日本へも輸入されたが、通信省による電話交換業務が開始(1890年)されるまでは、警察や鉄道などで実験的に利用されていた。前述したように、米国では全くの私人が会社を設立して、民間で電話サービスを普及させていったのに対し、日本では1985年まで95年間にわたって、官営ない

し公共企業体による電話サービスが行われてきたのである。

日本で電話交換業務が開始される7年前の1883年に、工部省は、日本でも「適宜の場所に中央局を置き、依頼人の区画を定めて架線し、その区中の依頼人は各自在に談話し、其線の接続は皆中央局にて取扱」うこととしたいという伺書を太政官に提出した。その事業形態に関して、工部省は官営を希望したけれども、太政官は「伺の趣、民設のつもりをもって方接取調べ、さらに申出すべきこと」と回答し、太政官側は民営論であることが明らかにされた。太政官側が民営論を唱える理由は、西南の役による政府の財政難の他、官営論の官僚的発想に反発したからであるとされる。1885年5月には、当時の経済界のリーダーであった渋沢栄一・益田孝・原六郎らが日本電話会社の創立願書を提出している。一方、工部省が官営を主張する最も大きな理由は、官庁の機密が民間に伝漏し、弊害が生じるからというものであった。この官営論と民営論との論争は激しくなされたが、政府部内では官営論が強く、1889年3月に官営で電話交換事業を行っていく方針が閣議決定された。このようにして、電話交換事業は官営で始まった。しかし、この事業は、政府にとって、思いがけない利益をもたらすことになった。電話交換事業を開始して十数年後には、この事業の収益が大幅に伸び、政府にとって有力な財源となったのである。

電話事業の収益性に目を奪われた政府は、その収益を拡大して、さらに再生産のために投資に振り向けることはせず、収益は一般会

5) Mann-Elkins Act:すでに全般的な規制の行われていた一般運輸事業、とくに鉄道会社にあわせて通信事業をも同様に規制すべく州際商業法を修正・補足したもの。

6) Interstate Commerce Commission:州際商業委員会

7) アメリカの反トラスト法は、具体的には、シャーマン法(1890年制定)、クレイトン法、および連邦通信委員会(FTC)法(ともに1914年制定)を示す。

8) Federal Communication Commission:連邦通信委員会。1992年のスタッフ総数は1,783人である。

計に吸い上げ軍備費等へまわし、電話事業の設備投資は、公債と受益者負担に頼る政策を取った。受益者負担とは、電話を引きたくても順番待ちということで、積滞状態に置かれた電話設置希望者が、"ヤミ電話"なるものを高値⁹⁾で買うほどの需要があるという事情を利用して、加入者回線と、宅内装置は、加入者が負担する「特設電話制度」の他、「寄付制度」¹⁰⁾、「至急開通制度」¹¹⁾実施し、利用者側に設備資金を負担させることを言う。このような、政策がとられていた状況の中、「政府の都合で電話架設が遅れるのであれば、いつのこと民営化すれば、普及はスムーズになり、サービスが良くなる」といった民営化論が何度も出されてきていた¹²⁾。

このように、受益者負担の原則で電話通信網が建設されていったのではあるが積滞状況は悪化する一方であった。第二次世界大戦後、1947年の「マッカーサー書簡」による指示により、逓信省は、郵政省と電気通信省とに分割された(1949年6月)。さらに、1953年3月に電気通信省が廃止されて、日本電信電話公社(以下電電公社という)が発足することになった。これは、1952年に電気通信省内の「電気通信事業経営合理化調査会」がまとめた「電電公社法案要綱」¹³⁾に基づいてのことであった。

しかしながら、電電公社による電気通信事業が行われるようになっても、その官営的体

質は簡単には解消されなかったため、積滞状況は改善できず、1971年3月には、ついに加入電話積滞数291万というワースト記録を出した。この積滞解消が達成されるのは1978年3月のことであるが、通信省が電話交換事業を開始してから既に88年もの歳月が流れてしまり、その間に日本国民は、大きな戦禍に巻き込まれてきたのである。

上述したように、民営化の波は何度か押し寄せていたのではあるが、実際に民営化されるのは、1985年4月のことであった。この民営化と同時に、電気通信事業法が施行され、電気通信分野に競争が導入された。これにより、1987年9月には長距離系の新電電¹⁴⁾が長距離電話サービスを開始するに至ったのである。

II 電気通信の普及

(1) ユニバーサル・サービス

本稿 I (2)で述べたT.N.ヴェイルは、1907年にAT&Tの社長に再任され、「国民が”普遍性”をもった電話サービスを利用できる」ようにすることを主張し、その經營理念として”One System, One Policy, and Universal Service”を掲げた。ここで、その『ユニバーサル・サービス』の概念についてある程度明確にしておく必要があると考える。

西田達昭氏は、著書『日米電話事業における

9) 極端な例では、米1升が9銭程のときに、1千円で”ヤミ電話”が取引されていた。

10) 主に中都市で利用された制度で、電話局用の土地や電柱などの物件を寄付することにより、工事費の一部を分担するシステム。

11) 主に大都市で利用された制度で、早急に電話回線を引くための”至急開通料”を利用者側が出すことによって、電話を優先的に架設するシステム。

12) 1895年に、革新党中島祐八氏が建議書を提出、また、1929年には、通信次官の中野正剛氏が主張した。

13) この要綱の要点は次のようになる。①官営ではなく、公共性を十分に確保できる企業形態に改める必要がある。②民営化移行には、株式引き受けや公共性の発揮などの難点がある。③公共企業体は自主性を付与される一方、公共性を確保するものである。④国家資金を確保する一方、利用者などの資金を獲得し、外資導入の道を開くことになる。⑤内部では管理上の分権化を行い、経営の責任制をとる。

14) 新電気通信事業法の施行により、新たに参入した電気通信事業者のうち、自ら電気通信回線設備を設置して電気通信役務を提供する第1種事業(電気通信事業法第6条第2項)の許可を受けた者をいう。

るユニバーサル・サービス』において、「ユニバーサル・サービス」の概念についての、林絢一郎氏とガーナム教授¹⁵⁾の説を比較して紹介されている。これによると、林絢一郎氏は、『ユニバーサル・サービス』には、①「音声電話サービス」のみを公的独占とする、②市内(または域内)電話サービスを公的独占とする、③ドミナント・キャリア¹⁶⁾に『ユニバーサル・サービス』提供義務を課す、という3つの流れがあるとした上で、「技術革新によるコスト削減効果が利用者に還元されることを促進しながら、他方で、その効果が及ぶ過程に利用者層によって時差があることを認識して、こうした『利益を享受するのがもつとも遅くなる層』に対する配慮を加える」ことであるとされる。一方、ガーナム教授は、①『地理的に普遍的な利用可能性、②アクセス上での無差別性(コモン・キャリアの概念と関連する)、③普遍的な普及(適性料金の考えに基づく)、として『ユニバーサル・サービス』を概念規定される。

これら両氏の説を参考にして、『ユニバーサル・サービス』の概念について3つの重要なポイントを挙げるとすると、それらは、地理的普遍性、経済的普遍性、時間的普遍性にあると言えるであろう。まず地理的普遍性について言えば、居住・移転の自由が保障された(日本国憲法第22条1項)我々個人は、公共の福祉に反しない限り自己の好むところに居住できるという前提に立って、この地理的普遍性は、地理的にすべての人における可能性をいう。NTTの窓口に問い合わせると、「お近くに電柱もないところですと多少時間

がかかりますが、いずれのご住所であっても、電話の新設のお申し込みは受付させていただきます。」とのことであった¹⁷⁾。

次に、経済的普遍性とは、経済的にすべての人における可能性をいう。上述の地理的普遍性が達成されていたとしても、その料金が一般に利用され得る程のものとなっているのか、また、生活困窮者(経済的弱者)にとって、料金的に特別な手当がなされているのかによって、その電気通信(サービス)を利用できる人の範囲は変わってくる。日本で電話サービスが開始された当初(1890年)は、農作業従事者の年収が多くて35円程度であった時代に、一律50円もの年間の電話使用料をとっていた。これでは、その電話サービスを利用する人の範囲は非常に狭く限られていたと言える。

また、時間的普遍性とは、時間的にすべての人における可能性をいう。これまで見てきたように、地理的普遍性にしろ、経済的普遍性にしろ、新たなサービスを提供していく上において、同時にすべての人同じサービスを提供しようとしても、物理的に不可能な事情がでてくる。すなわち、NTTの窓口の方が言われたように、近くに電柱のある場所と、ない場所とでは、サービス開始に若干の差がでてくるのは当然である。また、電話サービスを行う側の経営面から言うと、ある程度収益をあげてからでないと、サービス網の拡大もできないし、利用料の低減もできないという事態になるのである。これには、どうしても時間の概念が必要となるのである。上述したように、積滞解消までに88年もの歳月を要するのでは時間的普遍性があるとは言

15) Nicholas Garnham ロンドン中央技術大学教授:ユニバーサル・サービスに関するOECD報告書を作成。

16) Dominant Carrier:支配的な通信事業者の意味で、英国におけるBT(British Telecom)や、日本のNTTなどがこれにあたる。

17) 日本電信電話株式会社法第2条には、「・・・国民生活に不可欠な電話の役務を適切な条件で公平に提供することにより、当該役務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与するとともに、・・・もって公共の福祉の増進に資するよう努めなければならない。」とされている。

えない。『ユニバーサル・サービス』を考える上においては、『合理的な時間差』の感覚が必要であり、大前提としての時間的普遍性が必要なのである。

(2) ネットワーク産業たる電気通信産業

ネットワーク産業とは、大規模な物理的構築物の体系を必要とし、その上でサービスが提供される構造をもつ産業と定義される。電気通信産業は、様々な通信設備を必要とする大型装置産業であり、特殊な大規模インフラストラクチャーがサービス提供に不可欠となるネットワーク産業に属している¹⁸⁾。インフラストラクチャーの定義については、さまざまな議論があるが、本稿においては、鉄道、運河、道路、空港、港湾、ダムなど、産業基盤の社会資本をいうものとする。

ネットワーク産業においては、その普及率がある程度高くなるとクリティカル・マス¹⁹⁾と呼ばれるレベルに達し、これを越えてしまえば、その後急速に普及テンポが加速するという経験則があり、理論的にも説明されている²⁰⁾。電話の普及率の分析結果においては、そのクリティカル・マスは、普及率約10%の近傍にあるとの指摘²¹⁾もなされている。では、なぜクリティカル・マスを越えれば普及テンポは加速するのであろうか。

この説明として、「ネットワークの外部効果」²²⁾がいわれている。これは、ある消費者にとっての効用が、他に多くの消費者がいればいるほど高まるという「消費における外部効果」の一つとされ、ネットワークはその普及率が高ければ高いほど個人にとって価値が

高まることをいう。よって、そのクリティカル・マスを越えてしまえば、個人にとっての価値が高まる方向へ、つまり普及率が上がる方向へと加速度的に動くというのである。林紘一郎氏は、この現象を「需要における規模の経済性」²³⁾ととらえ、その例として以下のような宅配便の事例を紹介している。

「宅配便の分野においては、かつて多くの企業において配達区域が限られていたり、少なくとも日本全域をカバーしていない時代があった。しかし現在では大手数社は、自らの営業地域を全国に広げ、そのほかの会社も何らかの提携関係で全国をカバーしようと努めている。営業地域の拡大があるレベルまで進むと、それ以上の拡大はミクロ的には採算割れになると想定されるが、なお全国拡大が進められるのは、限界的な地域の拡大によって既存の地域の利用者の利便が向上し、ネットワーク全体としては競争力が強まるからであろう²⁴⁾」

この「需要における規模の経済性」という概念は、上述したユニバーサル・サービスと関連してくるように思われる。この場合、公的独占なり、ユニバーサル・サービスの義務づけによってサービスの全国拡大が進められるのではなく、宅配便会社が、他社との競争において少しでも競争力を高めようとする結果が、ユニバーサル・サービスに近づくことになると解することもできる。この分野においては、最大のネットワークを有する郵政省が郵便小包を取り扱っており、取扱量でみると、1981年では郵便小包の方が、宅配便よりも5千万個程多く取り扱っているのに対し、

18) 林敏彦編『講座・公的規制と産業③ 電気通信』「序章」pp.6参照

19) Critical Mass: ネットワーク産業において経験的に認められてきた閾値。

20) 林敏彦／松浦克己編『テレコミュニケーションの経済学』pp.128参照

21) 宮嶋勝・李菱「国際比較による電気通信産業の発展過程の分析」『公益事業研究』40巻3号参照

22) Network Externalities

23) 「ネットワークの外部効果の内部化のプロセス」を現象面に着目して表現したもの。

24) 林紘一郎「ネットワーク産業の競争と規制」林敏彦編『電気通信』pp.122参照。

翌1982年にはこれが逆転し、以後、宅配便の取扱量は増加し続けている。

では、なぜこのような状況になったのか。この理由として、この分野における規制緩和がなされたことの他に、インフラストラクチャーが既に整備されていたことがまず挙げられる。この場合、宅配便のほとんどはトラック輸送であろうから、インフラストラクチャーは道路ということになる。次に、サービスの差別化がある。それまで郵便小包だと三日かかっていたところを、宅配便だと翌日に配達するといったことが挙げられる。また、特にここで注目すべきことは、新規参入の宅配便企業は、コモン・キャリア²⁵⁾であるところの郵便小包のサービスに依存しなかったこと、すなわち、既存のネットワークにフリーライドするようなことはしなかったということである。

この宅配便の例を、「ユニバーサル・サービス」の促進と事業者間競争の促進とが両立できた事例と解すると、それを同じネットワーク産業である電気通信産業に応用できないだろうか。宅配便(郵便小包)では、「客先の小荷物」を運んでいるのに対し、電気通信産業においては「情報」を運ぶ。また、郵便局の郵便小包に対応するサービスとしては、既存のNTTの電話サービスが当てはまる。さらに、宅配便の集配センターは、電気通信産業における交換局、長距離トラックは、長距離通信に係る光ケーブルなり電波(マイクロ波)設備となろう。そして、個別に顧客先を廻る小型トラックは、電柱をわたるケーブルであって、重要なインフラストラクチャーである道路は、電気通信産業においては道路下の共同

溝なり電柱設置場所等の使用権²⁶⁾となろう。

III 独占禁止法上の考え方

独占禁止法の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」であり、この「私的独占」に対立する概念として「公的独占」がある。「公的独占」とは、「法的に容認された独占」であると解される²⁷⁾ので、独占禁止法の適用除外を考える場合にも、「法的に容認された独占」であるか否かによって決定される。

1985年に電気通信事業法が施行され、電気通信分野に競争原理が導入されてからは、NTTの独占は法的には容認されなくなり、独占禁止法の適用対象となっている。

公正取引委員会は、1987年以降、国内・国際基本電気通信業について、独占禁止法に規定する独占的状態の要件のうち市場構造要件に該当しているとして、これらの事業分野に対しての動向監視を行ってきてている。以下、その動向監視の理由と、その効果について考察することにする。

(1) 独占的状態の規制

独占的状態の規制(独占禁止法8条の4)は、1977年の独占禁止法改正によって新設された制度である²⁸⁾。独占禁止法1条(後に詳述する)によれば、独占禁止法の直接目的は自由な競争秩序の維持(公正且つ自由な競争の促進)にあり、その究極目的は、一般消費者の利益確保と国民経済の民主的発達を促進することにある。この目的を実現するために、「事業支

25) Common Carrier:客先のモノを一定の料率で無差別に取り扱う運輸・通信事業者。

26) 電柱等、電気通信事業の用に供する設備を設置する土地の使用権、および、他人の土地の空間に線路(ケーブルなど)を架空するための使用権。電気通信事業法第73条参照。

27) 根岸哲「公的独占と独占禁止政策」『独占禁止法講座Ⅱ』参照

28) 但し、原始独占禁止法(1947年公布)には、事業能力の不当な較差排除規定(旧8条)があったが、昭和28年の法改正により削除された。)

配力の過度の集中を防止」を行うことが定められている。この制度は、内部成長(合併・株式所有、営業譲渡等)の外部成長に対する概念による独占的状態に対する競争回復措置命令に関するものであり、競争的市場構造を維持する上で重要であり、理論的には、市場構造を対象とする構造規制は独占禁止法政策の中核として位置付けられる²⁹⁾。

独占禁止法8条の4は、その第1項前段で「独占的状態があるときは、公正取引委員会は、・・・手続に従い、事業者に対し、営業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。」としている。ここで問題となるのは何をもって独占的状態の有無を判断するのかであるが、これは、独占禁止法2条第7項で定義しているところの「独占的状態」の要件をもってなされる。この要件は大きく分けて三つあり、①ある事業分野(一定の商品・役務について国内での市場規模が年間500億円を超えるの事業分野)におけるトップ企業のシェアが2分の1を超えるか、上位2企業のシェアの合計が4分の3を超えていたこと、②新規参入が著しく困難なこと、③当該商品又は役務の価格が需給や費用の変動に照らして、上昇著しいか、その低下が僅少であり、かつ、超過利益を得ていることである³⁰⁾。

さらに、独占禁止法8条の4は、2条第7項の独占的状態にある場合であっても、企業分割命令(独占的状態の規制を具体的にする命令)を発動するにあたっての要件を三つ設けている(第1項後段但し書き)。すなわち、④当該分割措置によって規模の経済性が損なわれ、経理が不健全にならないこと、⑤国際競争力

の維持が困難にならないこと、⑥当該措置以外の措置によっては競争回復できないこと、である。

またさらに、制度の発動を慎重にするという趣旨で、⑦立件前に主務大臣に通知し、主務大臣に意見を述べる機会を与えること(独占禁止法45条の2)、⑧審判手続開始前に主務大臣に協議しなければならないこと(独占禁止法49条第4項)が定められている。最後には、⑨株式会社である企業を分割するには株主総会の特別決議(商法245条第1項)が必要であるとの指摘もされている³¹⁾。

(2) 国内基本電気通信事業の動向監視

上述したように、「独占的状態」の要件①～③の内、その市場構造要件であるところの①の要件が満たされ、市場における弊害要件②と③が認められる場合には、独占的状態にあると規定し、独占禁止法8条の4の企業分割命令の対象とされる。

公正取引委員会は、1987年以降、国内基本電気通信業について、上記①の市場構造要件に該当しているとして、独占禁止法8条の4の規定の運用基準の別表に掲載し、NTTの動向を監視している。しかし、②と③の要件は、政府規制との関係で、NTTだけの問題としてみることはできない。すなわち、現在、電気通信事業法の需給調整条項³²⁾によって、参入規制が事实上行われているが、法律で参入規制が認められているのであれば、独占的状態の②の要件(新規参入が著しく困難であること)は、どう解釈すればよいのか。政府規制があるから新規参入が著しく困難であるのか、それとも、政府規制に關係なく、NTT

29) 菊地元一「独占的状態の規制」『独禁法を学ぶ』参照

30) 舟田正之「電気通信事業における独占と競争」『通信・放送・情報と法』参照

31) 日本経済新聞昭和50年1月13日1頁参照、これに対する説として、龍田節「営業譲渡命令と株主総会決議」『公正取引』334号参照。

32) 電気通信事業法第10条参照

の存在がそうさせているのかの判断がつかない。

また、③の要件(高価格ないし価格の下方硬直性)については、料金規制がからんできている。電気通信事業法31条1項では、第1種電気通信事業者は、役務に関する料金その他の提供条件について契約約款を定め、郵政大臣の認可を受けなければならないとされている。つまり、1985年に競争原理を導入したはずの国内基本電気通信事業は、制度面では市場原理を完全に導入した状況にはなっていないのである。これでは、公正取引委員会がいかにNTTの動向を監視しようとも、手も足もでないのが実情であろう。

このように考えると、上述した三つ要件の内一つだけが明確に該当していて、他の要件については、制度改革(法改正を伴う)がなされた後の状況を見てからでないと判断できないとなると、現在のNTTにこの企業分割規定(独占禁止法8条の4)を適用するのは、かなり困難であると言わざるを得ない。

そもそも、本規定は、上述したように、内部成長による独占的状態に対する競争回復措置命令として制定されており、NTTのように、それまで独占が法的に容認してきた公社が民営化される場合を想定しているものではないものと考えられる。そこで、独占禁止法の他の規定の適用について検討してみる。

(3)構造思考型行為規制

上述した独占的状態の規制は、純粹構造規制とも呼ばれている。これは、今村教授が、構造志向型行為規制と区別するために整理された呼び方である³³⁾。

構造志向型行為規制とは、市場構造の規制手段であって、違法行為の存在を手掛かりと

して、違法な行為の源泉としての市場構造の変更を命じるものである。すなわち、独占禁止法3条では、私的独占が禁止されており、7条第1項で、これに違反する行為があるときは、公正取引委員会は、営業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができるとされている。ここで、「行為を排除するために必要な措置を命ずることができる」という文言は、この排除措置は行為の排除のためのものであって、原則として行為類型要件に該当する行為の差止が中心となるが、当該行為の競争制限的効果を有効に除去するための措置も含まれると構成し、排除措置の対象を私的独占の背景となった市場支配力や市場構造にまで拡大することも理論的には可能とされる³⁴⁾。これは、違法行為の存在を手掛かりとするものなので、必要性の立証は比較的容易である。さらに7条第2項では、当該違反行為の消滅後1年間に限り、将来に向かって排除の実行を確保するため、必要な措置を命ずることができると規定されている。

次に、違反行為とされる要件について検討する。独占禁止法2条第5項は、『私的独占』の定義規定をおいている。これによると、事業者が、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することが、『私的独占』となる。このうち、他の事業者の事業活動の排除・支配が行為類型の要件(人為的行為の存在)であって、一定の取引分野における競争の実質的制限が対市場効果の要件(市場支配力の存在)である。事業活動の排除・支配というこの行為類型の要件を拡大解釈することによって、上述した構造志向型行為規制ができる。

33) 今村成和『独占禁止法[新版]』pp.299参照

34) 今村成和『独占禁止法[新版]』pp.308参照

では、行為類型の要件(実体要件)の拡大は、どの程度可能なのであろうか。競争制限的な市場構造の下で巨大な経済力を有する事業者が事業を行っているために、実際上、他の事業者の事業活動を排除・支配するという効果が生じている場合に、その抑圧的な性格が明白ではなくとも、客観的な排除・支配効果をとらえて違反行為が存在すると拡大して認定することが可能と解される。すなわち、客観的な効果をもって、違反行為の存在を認めるという拡大解釈が可能なのである(独占禁止法7条第1項拡大解釈)。

1996年12月6日に、堀之内郵政相とNTTの宮津社長が、NTTの経営形態再編に関する合意内容を発表した。これによると、新たに制度化する純粹持株会社のもとで、長距離(県外)通信部門を分離、地域(県内)通信部門を東西2社に分割し、この持株会社はこれら長距離・東日本・西日本の3つの通信会社の株式のすべてを保有するということである。

この案は、前述の独占的状態の規制の適用を回避できたとしても、上記私的独占の禁止に基づく構造志向型行為規制の適用がさらに考慮され得るものであると解される。

IV ハーバード学派対シカゴ学派

現代の産業組織論の世界では、ハーバード学派とシカゴ学派との拮抗状態³⁵⁾が継続していると言われる。この産業組織論なる学問は、競争政策の分野と密接にかかわっている。

反論を恐れずに表現するならば、本稿I(2)で紹介した米国AT&Tの第3次反トラスト訴訟の修正同意審決(資料1参照)と、本稿III

(1)で言及した日本の独占禁止法の独占的状態の規制は、ハーバード学派的思考に依拠したものであると言える。すなわち、ハーバード学派のアプローチは、市場構造を重視したものであり、基本的に寡占的市場構造が寡占的市場行動をもたらし、市場成果を劣悪にするという考え方である。

一方、シカゴ学派の考え方は、資源の最適配分を実現することを念頭に、自由な私企業活動と自由な市場競争秩序こそ、産業活動の効率性を高めることができるとするもので、政府による産業活動への介入は極力無くし、企業や個人の自由な活動にまかせる部分を拡大することを善とし、1960年代以降は、積極的な反トラスト政策を提唱するハーバード学派と対立してきた。しかし、シカゴ学派の考える反トラスト政策の目的は、経済的効率性の実現であるとされ、生産の効率性と消費者厚生の双方を考慮した資源の最適配分にある。よって、消極的な反トラスト政策を奨励するシカゴ学派でも、競争秩序を阻害するような大型合併やカルテルを容認している訳ではない³⁶⁾。

ハーバード学派の構造規制の理由は、寡占的・独占的な市場構造をもつ産業においては、少数の企業間の共謀や協調的行動、あるいは参入障壁に守られた競争制限的行為により、市場の競争力が弱められ、その結果、超過利潤が発生し、効率的な資源配分が得られないためであるとされる。よって、ハーバード学派シカゴ学派双方がもっている最終目的は、資源の最適配分であることに違いはないのであるが、それぞれのアプローチとして、市場の構造に着目するのか、生産の効率性に着目

35) 小西唯雄「アメリカにおける2つの反トラスト政策論」『公正取引』387号および村上政博『アメリカ独占禁止法』によれば、シカゴ学派の方が優勢となる。また、滝川敏明「アメリカの反トラスト政策」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』によれば、従来のハーバード学派は、旧ハーバード学派として位置付けられ、現在は新ハーバード学派とシカゴ学派とが拮抗対立しているとある。

36) 小林逸太「シカゴ学派」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』pp.35参照

するのかで異なり、寡占・独占そのものを悪とするのか、それとも競争原理によって淘汰された結果の寡占・独占は善しとするのかで対立していることが分かる。

V 競争政策の最終目的

日本の独占禁止法は、その第1条に法目的を掲げている。

「この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。」

この条文の解釈にも諸説³⁷⁾あるが、現在の有力説によると、公正且つ自由な競争の促進が、一般消費者の利益確保→国民経済の民主的で健全な発達に連なるという条文の論理構成を、そのまま独占禁止法の全体的目標としてとらえられている。すなわち、公正且つ自由な競争の促進を直接目的とし、一般消費者の利益確保→国民経済の民主的で健全な発達が、独占禁止法の究極目的として位置づけられている。この説は、独占禁止法の法目的を、

単なる競争秩序維持のみに限定せず、競争秩序維持が一般消費者の利益の確保に連なることを重視し、一般消費者の利益確保を独占禁止法の最終目的とするものである³⁸⁾。

上述したように、ハーバード学派とシカゴ学派とは、資源を最適配分することや消費者の利益を確保するか否かで対立しているわけではないので、同じ目的(山頂)に向かって登る登山道が異なるだけのことと解釈するのは間違いであろうか。電気通信分野においてこれを考えると、AT&Tが公正且つ自由な競争の中で、消費者に品質のよい通信サービスを安価で安定して提供できるのであれば、それが巨大であろうが弱小であろうが良いのではないだろうか。しかし、落とし穴は至るところに存在する。

まず、ハーバード学派の立場から見た落とし穴は、公正且つ自由な競争が実現されているかどうかを誰が客観的に判断できるのかということである。AT&Tが巨大であればある程、ガリバー的存在³⁹⁾となり、プライスリーダー⁴⁰⁾となる蓋然性が強い⁴¹⁾ので、明白なる反競争的行為がなくとも同調的価格に迎合してしまうことや、見えざる参入障壁によって新規参入が阻まれてしまうことをどう防ぐのか⁴²⁾、コンテストブル・マーケット⁴³⁾といった概念は理論的には重要だが、現実の市場にコンテストブルな緊張をいかにもたらすのか、さらに、本稿II(2)で示したように、ネットワーク産業である電気通信産業において、ク

37) 他説としては、「競争秩序の維持を独禁法の目的として一応認めつつも、これを越えた国民経済全体の発展を独禁法の目的と主張する」という説の他に、「独禁法の目的を現代資本主義社会の中で失われつつある市場メカニズムの有効な機能を回復せることにあるとする」説などがある。

38) 丹宗暁信『経済法(放送大学教材)』pp.74参照。

39) ガリバー型高度寡占における中心的存在。

40) プライス・リーダーシップ(価格支配)を行うことになるリーダー企業。

41) 東京高裁昭和32年12月25日判決(野田醤油事件)高裁民集10巻12号743頁参照

42) 根岸哲「アメリカの独占禁止法制」正田彬・実方謙二編『独占禁止法を学ぶ(第3版)』pp.63には、「シカゴ学派は寡占的価格協調とカルテルとの間に質的な差を認めず、寡占的価格協調もカルテルとして規制することを主張」とある。

43) Contestable Market:既存企業が有効にヒットエンドラン参入の脅威にさらされている市場のことと、サンクコスト(埋没費用)の存在しない世界を前提としている。林敏彦／松浦克己編『コミュニケーションの経済学』pp.26参照

リティカル・マスを既に越えて勢いのある企業に対して対抗しようと思うだけのインセンティブを、弱小たる新規参入業者に与えることが可能なのかといったことが挙げられよう。

また、シカゴ学派の立場から見た落とし穴は、形式的に市場構造さえ寡占・独占でなければ、公正且つ自由な競争が確保され、消費者の利益の確保がなされるのか。逆に、寡占的市場構造であっても、寡占的市場行動を企業が行えないような市場秩序を守つていけば、市場成果が劣悪になることはないのではないか等があろう。

これらの落とし穴を埋めるためには、競争政策の最終目的である『消費者の利益の確保』を実現することを念頭においた施策が必要となってくる。

VII 競争政策を補完する施策

(1) 相互接続ルール

1994年にノーム教授⁴⁴⁾は、インフラストラクチャーのスーパーストラクチャー(The Superstructure of Infrastructure)という概念を発表⁴⁵⁾した。これは、複数の電気通信ネットワークが相互接続したオープンなネットワーク上で、情報が自由に流れることを示唆したものである。

競業関係にあるネットワーク間で相互接続を行うことの困難性については、容易に想像のつくところであるが、NTTのような既存の巨大ネットワークを有する企業が、NTT内の他の事業部(又はグループ会社)と行う接続の条件と対等な条件で他の電気通信事業者と相互接続を行うルールが明確にされ、公正に実施されるのであれば、競業関係にありながらも相互接続を行っていくことはこれまでほど困難なものとはならないであろう。

この接続ルールについては、平成8年に電気通信審議会の接続に関する特別部会において、接続の基本的ルール案がまとめられている。これを見ると、基本原則として、利用者(消費者)の利益の増進と公正かつ有効な競争の促進が掲げられ、具体的な目的としては、料金の低廉化につながるものであること、円滑な接続を阻害する反競争的な行為を防止するものであることなどが挙げられている。このルール案の概要を簡潔に述べると、一般的な接続ルールとして、全ての第1種電気通信事業者⁴⁶⁾に対しては、(1)接続の義務、(2)接続協定の公開、(3)裁定手続⁴⁷⁾の活用の容易化があり、特別な接続ルールとして、一定の規模を越える特定業者⁴⁸⁾に対しては、(4)接続条件の料金表・約款化、(5)接続に関する会計報告書の作成・公表、(6)網機能提供計

44) コロンビア大学大学院電気通信情報研究所 教授

45) Eli M. Noam "Principles for the Communications Act of 2034:

The Superstructure of Infrastructure" (Federal Communication Law Journal VOL47.2)

46) 現行の電気通信事業法によって電気通信事業は、第一種と第二種の2種類に分類されており、電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれを一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備)を設置して電気通信役務を提供する事業を第一種電気通信事業とし、これ以外の電気通信事業を第二種電気通信事業と定めている。この第一種電気通信事業の許可を受けた者を第一種電気通信事業者と呼ぶ。(電気通信事業法第6条および第12条)

47) 電気通信事業法の第39条には、電気通信設備の接続等に関する命令について規定されている。これは、複数の電気通信事業者間で電気通信設備の接続に関する協議が調わないなどの場合に、当事者からの申し立てがあって、その接続が公共の利益を増進するために特に必要であり適切と認めるときは、郵政大臣はその接続を命ずることができる。このとき接続条件の細目について当事者間の協定が調わないとき、当事者は、郵政大臣の裁定を申請することができる。従来、この裁定手続には相当な時間を要し、電気通信設備の接続に支障を生じていた。

48) 一定の市場(都道府県)における加入者総数の50%を超える規模の加入者線を有する事業者を指し、この接続ルールは、明らかにドミナント規制であると言える。

画の作成・公表、(7)不可欠設備との接続に必要な情報の提供等がある。

このルール案で、特に注目すべき点は、一定の市場における加入者総数の50%を越える規模の加入者線を有する事業者を特定業者とし、他の事業者と区別していることである。本章第1節で述べたように、ハーバード学派は、寡占・独占となるような市場構造そのものを善しとはせず、一定の市場における加入者総数の50%を越えるような規模の加入者線を有する事業者そのものの存在を無くそうとするのに対し、シカゴ学派は、自由な市場秩序の下で、事業者が自由に活動するのであれば、寡占・独占的状態も必ずしも悪ではないとする。このルール案を出した電気通信審議会の特別部会において、独占禁止法の条項が検討されたか否かは定かではないが、少なくともその結果をみる限り、上記のハーバード学派とシカゴ学派の双方の考えを取り入れたものとなっている。すなわち、寡占・独占的状態が存在する市場においては、これを他の市場とは区別し、特別なルールをもって、多くの事業者が事業活動を行い易くするように配慮したものとなっており、日本の電気通信産業における競争政策の新たな流れであると評価できよう。

では、新たなルールができたとしても、これをいかに実効性あるものとするかについては、これからのが課題となつてこよう。第1節でみたように、日本は、官営によって電話交換業務が開始され、近年になってようやく民営化・自由化されたのであって、アメリカでの状況とは大きく異なつてきている。日本国内で、47ある都道府県全てにおいて、上記特別ルールを適用しなければならないことは現

在のNTTの規模からみて明らかであろう。では、これらの各都道府県において上記ルールが守られているかを、誰が監視するのであろうか。交通ルールと交通事故との関係と同様、その状況を監視し、ルールの遵守を啓蒙し、違反者にはペナルティーを与える者がいないと、そのルールの目的は達成されない。上記接続ルールの遵守については、これを監視する専門の監視機関が必要であり、遵守されない場合のペナルティーについても明確に規定され、厳格に実行されるべきであると考える。

(2)消費者訴権

最後に、消費者(利用者)訴権について言及しておきたい。電気通信産業は、我々国民にとって非常に重要な産業であつて、この産業に競争政策を導入することによって、各事業を効率化し国民なり利用者の利益を確保することが重要である。競争政策の最終目的が一般消費者の利益確保と、国民経済の民主的で健全な発達の促進にあるのであれば、その主人公である消費者に、その利益が確保されなかつた場合に訴え出る権利を与える必要があるが、現在の日本の独占禁止法には明確な規定がない⁴⁹⁾のである。

ここで、特に注意しなければならないことは、前述したシカゴ学派やハーバード学派の議論は、あくまでも米国の状況を前提にしたものであるということである。米国においては、反トラスト法行政機関(司法省反トラスト局とFTC)だけではなく、市民や企業が反トラスト法違反行為の被害者としての立場から、反トラスト訴訟を起こすこと(私訴)ができる、勝訴した場合には、実際の損害額の3倍

49) 独占禁止法第25条には、無過失賠償責任の規定があるが、当事者に事業者団体が入っておらず事業者団体がする違反行為に関しては対象となっていない。また、損害を被った競争事業者に請求権があるのは議論のないところであるが、間接的に被害を被った一般消費者にも請求権が認められるとするのが通説・判例の立場である。

もの賠償⁵⁰⁾が与えられるという制度まである。さらに、私人である当事者は、一定の条件がそろえば、自らはもちろんのこと、自分と同様の被害を被った潜在的なメンバー全員を代表して、訴えを提起することができる⁵¹⁾。また、各州の司法長官は、シャーマン法違反によって損害を受けた住民に代わって訴訟⁵²⁾を提起する権限を有しているのである。

具体的な数字で日米を比較すると、1995年(会計年度)に米国では、司法省反トラスト局が84件の提訴を行い、FTCは94件の審決を行った。私訴については、これら行政機関発動の事件の数の10倍以上にのぼっている⁵³⁾。一方、日本では、平成7年度に公正取引委員会がした審決が1件、同意審決1件、告訴については0件であった。また、訴訟については、独占禁止法第25条の規定に基づく損害賠償請求事件が1件のみであった。

このようにみてくると、シカゴ学派やハーバード学派が論争している内容は、現在の米国の状況下(つまり、私訴が多く、消費者側の利益確保に手厚い法制度が機能している状況)で論じられているものであって、現在の日本のような社会では生じてこなかった論争と考えられる。米国での議論をそのまま直訳して日本に輸入するのであれば、米国での消費者の利益確保に関する法制度も同時に輸入しないと、バランスを崩してかなり危険なことになりかねない。

電気通信産業は、そのサービスを個別(家庭毎もしくは個人)に提供するものであるので、損害を被った場合には一個人として損害賠償を要求することになる。しかし、訴訟費

用などを考慮すると、訴訟を提起することは容易ではないため、消費者団体などの組織にも訴権を与える必要があると考える。ネットワークとネットワークの相互接続というかなり利用者(消費者)から遠ざかったところでの問題について、被害者(消費者)が加害者(事業者)を訴え出て、被った損害を賠償させるためには、手続上の法整備をする必要がある。この独占禁止法における消費者訴権については、電気通信産業のみならず日本の産業全体の競争政策を根本から支える重要な柱となる。

以上

50) 現実の損害額の3倍の賠償額に諸経費と相当な弁護士費用を加えた額が与えられる。その賠償額は数千ドルから数億ドルにまで及ぶ可能性がある(3倍額損害賠償請求と呼ばれる)。

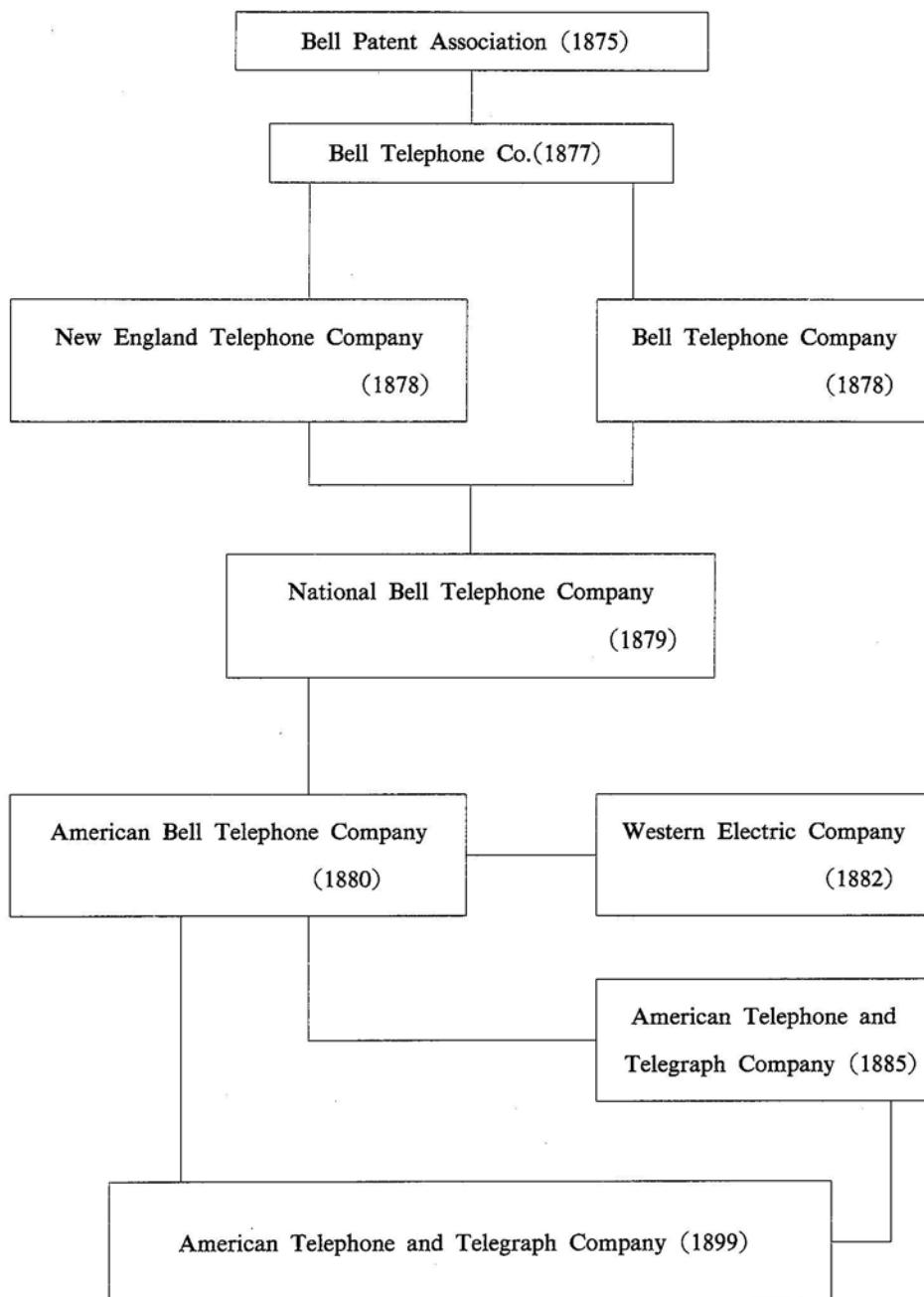
51) クラス・アクションと呼ばれ、責任と損害が立証されれば、グループの成員おのおのに対して、加害者側(企業)は、その損害の3倍額について責任を負うことになる。このような訴訟に服する企業のリスクは、巨額になる。

52) 父権訴訟という。各州の司法長官が、自州に住むの消費者に代わって、3倍額損害賠償を求めることができる制度。

53) 『平成8年版公正取引委員会年次報告』および滝川敏明「アメリカの反トラスト政策」小西唯雄編『産業組織論の新潮流と競争政策』pp155参照。

【図1】

ベル・システムの形成過程



(出所:FCC report. op. cit., pp.2 / 山口一臣『アメリカ電気通信産業発展史』pp.27)

【資料1】

United States v. A.T&T (1982). ウィン
トン連邦地裁(1982年8月)修正同意審決

[事実の概要]

ベル・システムの収入は、全体で約460億ドル、年間の設備投資額は約160億ドルと、世界最大の企業の一つであり、アメリカにおける電話サービス市場の約80%以上を占めている。また、AT&Tは、ベル系地域電話会社の市内通信設備に対する支配力を行使することにより、MCIなどの競合する通信事業者を排除している。さらに、AT&Tはベル系地域電話会社に対する支配力を行使することにより、通信機器の市場において反競争的行為を行っている。

米国司法省は、この状況はシャーマン法に違反しているとして、AT&Tに対し①100%子会社のウェスタン・エレクトリック社(W.E)の全株式を処分すること、②W.E社は相当の資産を第三者に譲渡すること、③関連子会社の株式を必要に応じ処分すること、④長距離電話部門を譲渡すること、を求めて訴訟提起した。

[修正同意審決の骨子]

- 1) AT&Tとベル系の地方電話会社22社の完全分離。AT&Tは地方電話会社の株式を手離し(AT&Tの株主へ譲渡される)、両者の間に存在していた資金、技術、経営上の援助関係は終了する。
- 2) 地方電話会社の業務は、当面市内交換サービス等に限定される。ただし端末機器の販売、及び、職業別電話帳の提供業務は行うことができる。また将来、状況の変化があれば、裁判所の許可を得て他の競争サービスにも参入することができる。
- 3) 地方電話会社は、全ての長距離通信事業

者に対して、AT&Tに対するのと同じ条件で市内網に接続させなくてはならない。

- 4) 地方電話会社は、機器の調達、技術情報の提供等で、AT&Tとその競争者とを差別してはならない。
- 5) ウェスタン・エレクトリック社とベル電話研究所、その他の子会社はAT&Tが従前どおり保有する。
- 6) 1956年の同意審決の失効に伴い、AT&Tは、これまで制限されていた高度サービス等へ参入できる。